

情報公表シート【保育所・保育所型認定こども園】（平成30年度）

1 事業所情報

事業所番号	2610051001059	事業所種別	保育園（所）		認可年月日	S24.7.1
事業所名称	京都市聚楽保育所					
所在地	〒604-8401 京都市中京区聚楽廻松下町9-4 TEL： 801-0452 FAX： 801-0466					
施設長氏名	河田 由紀子					
職種別 従業者数 (常勤換算後)	園長	1名	主任	1名	保育士	26名
	保育従事者	0名	栄養士・ 管理栄養士	0名	調理員	3名
平均経験年数 ^(※1)	15.8年					
利用定員	3号 (0歳児)	3号 (1・2歳児)	2号 (3・4・5歳児)	1号 (3・4・5歳児)	計	
	12名	33名	65名	0名	110名	
受入年齢	産休明け					
給食の実施状況	自園調理					
敷地面積	1790.8㎡	構造 ^(※2)	RC造			
延床面積	680.0㎡					
開所時間	7:00~19:00					
保育利用可能時間帯 (時間外保育を除く)	保育標準時間		保育短時間			
	7:00~18:00		8:30~16:30, 8:45~16:45, 9:00~17:00			
時間外(延長)保育の実施	有		18:00~19:00			
一時預かり(月~土曜日)の実施	無					
休日保育の実施	無					
上乗せ徴収・実費徴収	有(別掲)					
苦情相談窓口等	所長・副所長					
苦情解決に係る第三者委員の有無	無					
利用開始時における説明等	保護者に重要事項説明書を交付し、運営方針、施設・整備概要、保育の提供内容、利用料金、囑託医、緊急時の対応、苦情等の相談窓口、非常災害時の対策等を説明のうえ、署名により同意を得ている。					
第三者評価の受審年度(直近)	平成25年度					

※1 京都市職員の保育士のみで算出。京都市職員採用後の勤務期間。

※2 建屋が複数ある施設・事業所については、最も大規模な建屋について記載している

2 運営者情報

運営主体	京都市
------	-----

(別表)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
時間外保育に係る費用	「利用する保育時間」に応じて、時間外保育を利用した場合に必要な費用を徴収します。	以下の表参照
主食費	幼児等に対して主食を提供した場合に必要な費用を徴収します。	(月額) 提供日数による 12日以下: 550円 13日以上: 1,100円
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	在所する児童の不慮の災害に備えて、災害共済給付契約を結ぶ場合に必要となる費用を徴収します。	270円(年額)(※)
創作的活動	創作的活動を行ううえで必要となる費用で、御負担いただくことが適当な費用を徴収します。	実際に要する経費(実費)
所外保育等に係る入場料	所外保育等を行う場合に必要となる施設入場料等を徴収します。	実際に要する経費(実費)
所外保育等に係る交通費	所外保育等を行う場合に必要となる公共交通機関(地下鉄、バス等)、その他移動するための費用を徴収します。	実際に要する経費(実費)
その他、保育所における取組で必要となる経費	上記のほか、保育所における取組で必要となる費用を徴収します。	実際に要する経費(実費)

※生活保護を受給されている御家庭につきましては、掛金は不要となります。

表：時間外保育利用料(月額)

(単位：円)

	午前7時から午後6時までの時間帯 (短時間認定のみ対象)			午後6時を超える利用
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで
延長時間				
第1階層	0	0	0	0
第2階層 (母子世帯等)	0	0	0	0
第2階層 (母子世帯等を除く)	1,000	2,000	3,000	1,000
その他の世帯	2,500	5,000	7,500	2,500